

都市計画法第53条第1項の規定による許可申請に必要な書類等

1. 都市計画法第53条第1項に規定する許可申請書（正・副） 別記様式第十号
2. 念書（正本・副本とも申請者の押印が必要です）
3. 委任状 代理人による届出を行う場合に添付。
4. 添付図面

種 類	縮 尺	摘 要
付近見取図	1/2,500 程度	申請地の表示、縮尺、方位及び行為地の表示
配 置 図	1/200 以上	敷地境界及び敷地内における建築物、土地の高低、道路、水路、工作物等の位置の表示 縮尺、方位、真北の角度の表示 <u>都市計画施設のライン</u> *縮尺が整合していること（三角スケールで測れる縮尺であるもの）
地盤面算定表	1/200 以上	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ、地盤面を算定するための算式（立面に記載でも可）
敷地求積図等	1/200 以上	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 全体及び都市計画施設に抵触する部分の求積
建築物の求積図	1/200 以上	建築面積、床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 全体及び都市計画施設に抵触する部分の求積
各階平面図	1/200 以上	縮尺、間取、各室の用途、建築物各部分の寸法 <u>都市計画施設のライン</u> （求積図と照合できるよう寸法線記入） *縮尺が整合していること（三角スケールで測れる縮尺であるもの）
2面以上の立面図	1/200 以上	斜線制限の検討をして、図示すること（天空率で検討されている場合は根拠書類の添付が必要）
断面図（2面）	1/200 以上	地盤面、各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
矩計図	1/20～1/50	鉄骨造又は3階建ての建築物の場合必要
3階建ての建築物の概要		3階建ての建築物のみ必要

都市計画法第53条第1項の許可申請に関する事項について、次の内容を留意してください。

許可では敷地や集団規定を中心に審査させていただいております。

許可の図書と確認申請の図書が整合しない場合、確認が処分できません。指定機関に確認申請を提出される場合は高槻市と取扱いが違う場合がありますので、あらかじめ指定機関とご協議されることをおすすめいたします。

留意事項

- ① 申請に必要な書類及び申請書等はホームページよりダウンロードできます。
- ② 申請者は確認申請の建築主と同じとしてください。
- ③ 許可申請は、建築確認申請と同じ図面等でご申請ください。

(道路斜線等のライン及び計算式を記載、または天空率の検討書類を添付してください)

- ④ 敷地の周囲の周長を全て記載してください。
- ⑤ 配置図には、都市計画施設等の明示ラインを明記してください。
- ⑥ 敷地内に門や塀がある場合、配置図等に記載し構造を明記してください。(建築物に付属する門及び塀は建築物になります。)
- ⑦ 法第53条の区域内の「敷地面積」及び「建物面積」の求積図、計算式を記載してください。
- ⑧ 配置図及び平面図に、延焼線を記載し、開口部の防火の仕様を明記してください。
- ⑨ 3階建てまたは鉄骨造の建築物の場合は、「矩計図」及び「3階建て建築物の概要」を添付してください。

備考

- ・ 建築面積発生の有無の確認のため、バルコニーや屋根等の寸法は、仕上げ面までを記載してください。
- ・ 面積関係については、指定機関及び審査指導課と確認のうえ算定してください。
- ・ 申請図書は、正本・副本ですが、コピーを1部(計3部)提出することにより、決裁の日数を数日短縮できる場合があります。(2部で1ヶ月程度かかります)
- ・ 許可後内容に変更があった場合は、許可の取り直しが必要になる場合があります。(変更があった場合は早急にご相談ください。)